

米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民により構成された住民団体が自主的かつ継続的に行う住みよいまちづくりのための活動を支援するため、予算の範囲内で、米子市まちづくり活動支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号（次条第1項に規定する対象事業（以下この条において「対象事業」という。）のうち同項第1号から第3号までのいずれかに該当するものを実施するために新たに設立した団体（以下「新設団体」という。）及び対象事業のうち同項第4号又は第5号のいずれかに該当するものを実施する団体にあつては、第1号から第3号まで）に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 市内に事務所を有し、かつ、市内を拠点に活動するものであること。
- (2) 5人以上の構成員で構成され、その過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。この場合において、次条第1項第5号に該当する対象事業を実施する団体にあつては、その構成員の過半数が若者（第6条第1項の規定による交付金の申請を行う日が属する年度の末日における年齢が16歳から22歳までの間の者をいう。以下同じ。）（そのうち1人以上は18歳以上の者とする。）であること。
- (3) 定款、規約又は会則を有すること。
- (4) 第6条第1項の規定により交付金の申請を行う時点において、1年以上の活動実績を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、対象団体となることができない。

- (1) 第10条に規定する交付決定を3回（次条第1項第4号又は第5号のいずれかに該当する対象事業を実施する団体にあつては、第5条第1項各号に掲げる額の交付金の交付の決定を受けた回数は、含まない。）受けたことがある団体
 - (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体
 - (3) 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等を滞納している団体
- (交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の

各号のいずれかに該当する事業（第5条第1項第3号に規定する額の交付金については、過去に交付金（同項第1号又は第2号に規定する額の交付金に限る。以下この項において同じ。の交付を受けたことがある対象団体が行う、当該過去に交付を受けた交付金に係る事業であって、当該交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して2年以上継続して行われ、かつ、その内容が更に充実し、及び発展したものに限る。）とする。

- (1) 地域課題の解決など、住みよいまちづくりに寄与する事業
- (2) 地域の特色を生かしたまちづくりに寄与する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まちづくりの進展に寄与する事業
- (4) 前3号に掲げるもののいずれかに該当し、かつ、地区版地域福祉活動計画等に基づき、運転免許証を返納した者、運転免許を所持していない者、老化により身体機能が低下した者等自家用自動車等の運転が困難である者の日常生活における移動手段を確保するための住民相互による共助交通を継続的に行う事業。ただし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業又は同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送に該当するものを除き、道路運送法による許可又は登録を要しない運送の様態について（平成30年3月30日付け国自旅第338号自動車局旅客課長通知）に従って運営されるものに限る。
- (5) 第1号から第3号までに掲げるもののいずれかに該当し、かつ、まちづくりの次代を担う若者が主体的に行う地域貢献及び地域活性化に継続的に取り組む事業。ただし、学校の正規の教育課程として行われるもの並びに若者以外の者が中心となって企画し、及び運営するものを除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、対象事業としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- (2) 過去に交付金の交付を受けたことがある対象団体が行う、当該過去に交付を受けた交付金に係る対象事業と同一の事業（前項第4号及び第5号に掲げる対象事業について交付金を交付する場合並びに第5条第1項第3号に規定する額の交付金を交付する場合を除く。）
- (3) 対象団体が交付金を受けようとする年度に、対象事業に対して、国若しくは地方公共団体又は公益法人から、その定めるところ（この要綱を除く。）により補助若しくは助成又は委託を受けて行う事業
（交付対象経費）

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業の実施に直接必要な経費のうち、別表第1項の表の左欄に掲げる対象

事業の区分に応じ、同表の中欄及び右欄に定めるものとする。

- 2 別表第1項の表に該当するものであっても、同表第2項各号に定めるものは交付対象経費としてはならない。

(交付金の額)

第5条 第3条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する対象事業について交付する交付金の額は、交付金を受けようとする対象団体が実施する一の年度における対象事業の内容及び当該対象事業の実施に要する経費に応じ、次の各号に定めるとおり区分する。

- (1) 交付対象経費の額（対象事業の実施に伴う入場料、売上金等の収入（市長が収入として算入する必要がないと認めるものを除く。）がある場合は、交付対象経費の額から当該収入の額を控除して得た額。以下この条において同じ。）に相当する額（その額が10万円を超えるときは、10万円）
- (2) 交付対象経費の額の3分の2に相当する額（その額が30万円を超えるときは、30万円）
- (3) 交付対象経費の額の2分の1に相当する額（その額が20万円を超えるときは、20万円）

2 前項の規定にかかわらず、新設団体に交付する交付金の額は、交付対象経費の額に相当する額（その額が10万円を超えるときは、10万円）とする。

3 第3条第1項第4号に該当する対象事業について交付する交付金の額は、交付対象経費の額に相当する額（その額が10万円を超えるときは、10万円）とする。

4 第3条第1項第5号に該当する対象事業について交付する交付金の額は、交付対象経費の額に相当する額（その額が5万円を超えるときは、5万円）とする。

5 前4項の規定により算出した交付金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 対象団体は、交付金の交付を受けようとするときは、市長が定める期間内に、米子市まちづくり活動支援交付金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) まちづくり活動支援交付金事業計画書（別記様式第2号）
- (2) まちづくり活動支援交付金事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 団体の概要調書（別記様式第4号）
- (4) 構成員名簿（別記様式第4号の2）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第3条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する対象事業を実施する対象団体（新設団体を除く。）は、第1項の規定による交付金の交付の申請（以下「交付申請」という。）においては、その実施する対象事業の内容及び当該対象事業の実施に要する経費を考慮し、前条第1項第1号又は第2号に定める額のいずれの額の交付金の交付を希望するか選択しなければならない。

（交付申請の制限）

第6条の2 交付申請は、一の年度において、一の対象団体につき一の事業に限るものとする。

2 第5条第1項第1号及び第3号に規定する額の交付金に係る交付申請は、一の対象団体において1回に限るものとする。

3 第5条第1項第2号に規定する額の交付金の交付を受けた対象団体は、次年度以降において、同項第1号に規定する額の交付金の交付申請を行うことはできない。

（交付決定）

第7条 市長は、第6条第1項の申請書が提出されたときは、速やかに、交付金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たっては、あらかじめ、第14条第1項の米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会の意見を聴くものとする。ただし、第3条第1項第4号又は第5号のいずれかに該当する対象事業についての交付金の交付の決定については、この限りでない。

（通知）

第8条 市長は、交付金を交付することを決定したときは米子市まちづくり活動支援交付金交付決定通知書（別記様式第5号）により、交付金を交付しないことを決定したときは米子市まちづくり活動支援交付金不交付決定通知書（別記様式第6号）により申請を行った対象団体に通知するものとする。

（軽微な変更）

第9条 規則第11条第1項の市長が定める軽微な変更とは、交付金の交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は交付対象経費の20パーセント以内の減額をいう。

（着手届）

第10条 第7条第1項の規定により交付金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該交付決定に係る対象事業が建設工事を伴うものである場合は、規則第13条に規定する補助事業等着手届出書を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定団体は、対象事業が完了したときは、速やかに、米子市まちづくり活動支援交付金実績報告書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) まちづくり活動支援交付金事業報告書（別記様式第8号）

(2) まちづくり活動支援交付金事業収支決算書（別記様式第9号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(書類の保存)

第12条 交付決定団体は、その実施した対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年度間、当該書類及び帳簿その他当該対象事業に関する全ての書類を保存しておかなければならない。

(活動報告等)

第13条 市長は、まちづくり活動を推進するため、交付決定団体の活動内容を周知することに努めるものとする。

2 交付決定団体は、前項の場合においては市長に協力するよう努めるとともに、交付金の交付を受けた対象事業に関する活動内容について、自らも広く公表することに努めるものとする。

(審査委員会の設置)

第14条 第7条第1項の規定による交付金の交付決定に当たり広く市民の意見を求めるため、米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第7条第2項の規定により意見を求められたときは、申請書及びその添付書類の内容を審査し、その結果を、市長に報告するものとする。

3 委員会は、委員8人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委員長の選任)

第15条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ

指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の開催)

第16条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の交付金（同要綱第1条の交付金をいう。）について適用する。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある次に掲げる規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(2) 第2条の規定による改正前の米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱別記様式第4号の2

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 交付対象経費

対象事業	区分	主な内容
第3条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するもの	報償費	外部からの講師、専門家及び出演者への謝礼、調査研究等に係る報償（対象団体の構成員に対するものを除く。）
	旅費	講師及び専門家の交通費、宿泊費等に要する経費
	需用費	チラシ、ポスター、報告書等の作成、消耗品等の購入費等
	役務費	行事保険料等
	委託料	事業の附帯業務を第三者に委託する場合の経費（機械搬入、設営等）
	使用料及び賃借料	イベント等の会場使用料、機器類のレンタル料等
	その他	市長が個別にその内容を審査した上で必要かつ適切と認めたもの
第3条第1項第4号に該当するもの	役務費	ボランティア活動及び自動車の運行に係る保険契約に基づく保険料又は共済契約に基づく掛金（いずれも事業実施年度内を保険期間又は共済期間とするものに限り、自動車の運行に係る保険契約に基づく保険料又は共済契約に基づく掛金にあっては、移動支援サービス専用の保険契約又は共済契約に係るものに限る。）
第3条第1項第5号に該当するもの	報償費	外部からの講師、専門家及び出演者への謝礼
	旅費	講師、及び対象団体の構成員である若者の旅費
	需用費	消耗品の購入費及び広報等に係る印刷製本費
	役務費	行事保険料等
	委託料	事業の附帯業務を第三者に委託する場合の経費（機械搬入、設営等）
	使用料及び賃借料	イベント等の会場使用料、機器類のレンタル料等

2 交付対象外経費

- (1) 対象団体の事務所を維持する経費
- (2) 対象団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 対象団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- (4) 飲食費（食事、弁当、茶菓等）
- (5) 商品券等の購入経費
- (6) 記念品等の購入経費

- (7) 土地の取得、造成、補償に関する経費
- (8) 対象団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- (9) その他、対象事業に直接関係ない経費、市長が適切でないと認めた経費等

別記

様式第1号（第6条関係）

米子市まちづくり活動支援交付金交付申請書 年 月 日 米子市長 様 申請者 団体の所在地 団 体 名 代 表 者 名 (印)	
米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱（平成18年4月1日施行）第6条の規定に基づき、次のとおり、米子市まちづくり活動支援交付金の交付を申請します。	
交 付 年 度	年 度
事 業 の 名 称	
事業の目的及び内容	
事 業 費 総 額	
対 象 経 費 の 額	
交 付 金 申 請 額 （いずれかを選択してください。）	1 対象経費の額に相当する額（上限10万円） 申請額： 円
	2 対象経費の額の3分の2に相当する額（上限30万円） 申請額： 円
	3 対象経費の額の2分の1に相当する額（上限20万円） 申請額： 円
	4 対象経費の額に相当する額（上限5万円） 申請額： 円
事業の着手・完了 予定年月日	
添 付 書 類	1 事業計画書（別記様式第2号） 2 事業収支予算書（別記様式第3号） 3 団体の概要調書（別記様式第4号） 4 構成員名簿（別記様式第4号の2） 5 その他（ ）
備 考	

（注）任意団体の代表者が団体名及び代表者名を自署する場合は、その押印を省略することができます（法人の場合は、押印が必要です。）。

様式第2号（第6条関係）

まちづくり活動支援交付金事業計画書

事業名			
事業を計画するに至った経緯（※申請事業を行おうとするに至った動機やこれまでの経緯等について記載）			
事業の目的（※申請事業によって何を指すか記載）			
事業の内容	実施場所		
	事業概要		
	事業実施のスケジュール		
	対象者		
	予定参加数		
	告知方法		
	総事業費	円	交付金額
事業の効果（※申請事業を行うことで、これから何が期待されるかについて記載）			
次年度以降の活動（※次年度以降どのように継続して事業に取り組み、また、活動の成果をどのようにまちづくりに生かしていくかについて記載）			

様式第3号（第6条関係）

まちづくり活動支援交付金事業収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	内 訳	備 考
市からの交付金			
自 己 資 金			
事 業 収 入			売上金、入場料等
そ の 他			
合 計			

2 支出の部

（単位：円）

	科 目	予 算 額	内 訳
交付金対象経費	報 償 費		
	旅 費		
	需 用 費		
	役 務 費		
	委 託 料		
	使用料及び賃借料		
	そ の 他		
	小 計		
その他の経費			
	小 計		
合 計			

様式第4号（第6条関係）

団体の概要調書

ふりがな			
団体名			
団体所在地			
設立年月日		登記年月日	
代表者氏名		電話	
団体の人数	人	会費	円/1人
連絡責任者		電話	
メールアドレス			
会の目的			
主な活動場所			
主な活動			
米子市まちづくり活動支援 交付金 <small>（いずれかに○をしてください。）</small>	ア 交付を受けたことがある	年度	事業名
	イ 交付を受けたことはない		
市税等の滞納 （法人のみ） <small>（いずれかに○をしてください。）</small>	ア 市税等の滞納がある	年度	市税等の名称
	イ 市税等の滞納はない		
添付書類 <small>（添付する書類に○をしてください。）</small>	1 団体の規約、定款又は会則 2 団体の事業報告書（前年度）（新設団体にあつては、不要） 3 団体の事業計画書（今年度） 4 団体の収支決算書（前年度）（新設団体にあつては、不要） 5 団体の収支予算書（今年度） 6 市税等の納付確認書（法人のみ） 7 その他（ ）		

構 成 員 名 簿

1 役員

役職	ふりがな 氏 名	住所	生年月日
		(市外の場合は、勤務先又は学校名も記入してください。)	
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

2 役員以外の構成員

役職	ふりがな 氏 名	住所
		(市外の場合は、勤務先又は学校名も記入してください。)

※1 申請者の役員については「役職」・「氏名」・「住所」・「生年月日」を、役員以外の構成員については「役職」・「氏名」・「住所」を記入してください。

※2 申請者が米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）第7条の2第4号の規定に該当するか否かを調査するため、申請者の役員について米子警察署に照会する場合がありますので、記入に当たっては、当該役員の同意を得てください。

※3 申請者の役員の個人に関する情報は、この申請に基づく交付金の交付に関する事務を処理するため、及び米子警察署に照会するために使用し、これらの目的以外の目的のためには使用しません。

※4 申請者の役員以外の構成員の個人に関する情報は、この申請に基づく交付金の交付に関する事務を処理するために使用し、この目的以外の目的のためには使用しません。

起第 号
年 月 日

様

米子市長

米子市まちづくり活動支援交付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった米子市まちづくり活動支援交付金については、次のとおり交付することに決定したので、米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 交付年度 年度
- 2 事業の名称
- 3 交付金額 円
- 4 交付金事業の内容は、年 月 日付け申請のあった米子市まちづくり活動支援交付金交付申請書（以下「申請書」という。）添付の事業計画書記載のとおりとする。
- 5 交付金事業に要する経費の配分は、申請書添付の収支予算書のとおりとする。
- 6 交付金事業の内容が変更された場合における交付金額及び交付金事業に要する経費については、別に通知するところによる。
- 7 交付金事業者等は、米子市補助金等交付規則（平成 17 年米子市規則第 46 号）及び米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受けた日から 20 日以内に、文書をもって交付申請の取下げをすることができる。

様式第6号（第8条関係）

起第 号
年 月 日

様

米子市長

米子市まちづくり活動支援交付金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった米子市まちづくり活動支援交付金については、次のとおり交付しないことに決定したので、米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 申請事業名
- 2 交付金を交付しない理由

米子市まちづくり活動支援交付金実績報告書

年 月 日

米子市長 様

事業者 団体の所在地
団体名
代表者名

年 月 日付け 起第 号一 で交付決定の通知のあった事業の実績について、米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 交付金の交付決定額 円
- 2 交付金の精算額 円
- 3 交付金の既受領額及び受領日
第 回概算払 (年 月 日受領) 円
第 回概算払 (年 月 日受領) 円
第 回概算払 (年 月 日受領) 円
- 4 事業の実施期間
年 月 日 事業着手
年 月 日 事業完了
- 5 添付書類
(1) 事業報告書 (様式第8号)
(2) 収支決算書 (様式第9号)
(3) その他

まちづくり活動支援交付金事業報告書

事業名	
事業目的	
事業実施場所	
事業の対象者	
事業概要	
事業効果	
今後の取り組み 次年度以降、どのように継続して事業に取り組み、また、活動の成果をどのように住みよいまちづくりに生かしていくのか、具体的に記載してください。	

（注）事業実績報告書は、米子市報、ホームページ等で公表することもあります。

様式第9号（第11条関係）

まちづくり活動支援交付金事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考 (積算内訳)
市からの交付金				
自 己 資 金				
事 業 収 入				
そ の 他				
合 計				

2 支出の部

(単位：円)

	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考 (積算内訳)
交付金対象経費	報 償 費				
	旅 費				
	需 用 費				
	役 務 費				
	委 託 料				
	使用料及び賃借料				
	そ の 他				
	小 計				
その他の経費					
	小 計				
合 計					

(注) 交付金対象経費の支出には、領収書の写しを添付してください。